平成２３年（フ）第１４６号
鳥取県鳥取市相生町３丁目103番地１　市住ＲＧ２－４号
債務者　山根　慎二
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５１号
鳥取県八頭郡智頭町大字中原300番地、旧住所鳥取県八頭郡八頭町鍛冶屋138番地１
債務者　青木　智也
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０号
鳥取県米子市旗ケ崎２丁目14番36号グリーンハイツ旗ヶ崎202
債務者　白山裕佳子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第６５号
鳥取県日野郡日野町舟場160番地３
債務者　川本きく子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第７２号
鳥取県米子市淀江町今津263番地９
債務者　江崎　　實
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第７６号
鳥取県日野郡日野町安原470番地
債務者　瀬田　秀子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第７１６号
広島県神石郡神石高原町小畠2754番地１、申立時の住所広島市安佐北区深川２丁目32番１―405号　パインビレッジ
債務者　沖本　成昭
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７３９号
広島県安芸郡府中町緑ケ丘13番７号　安森ビル
債務者　川上　　久
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７９６号
広島市西区山田新町１丁目30番10号
債務者　安芸の国こと　眞藤　和典
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９６４号
広島市佐伯区皆賀２丁目９番３―301号
債務者　イマル産業こと　石田　優子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９７７号
広島市安佐南区八木６丁目18番23―204号
債務者　山本　孝志
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２１号
広島県尾道市新高山２丁目2631番地５　２号棟404号室
債務者　秋本　優子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
広島県三原市皆実５丁目８番45号
債務者　田中　賢二
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
広島県三原市皆実４丁目７番34号
債務者　舟橋ハル美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第３７５号
愛媛県松山市居相４丁目21番４号
債務者　立岡　茂子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第６６号
福岡県柳川市三橋町今古賀81番地５
債務者　村上　彰崇
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
福岡県筑後市大字野町468番地　ＡＭビルⅡ202号
債務者　田中　正道
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第３６８号
鹿児島県鹿児島市唐湊４丁目10番13―201号
債務者　臺場　克海
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係